

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

香芝市教育委員会教育長 小 西 友 吉

香芝市教育委員会規則第9号

香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
香芝市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成5年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その分掌事務」を「事務分掌その他必要な事項」に改める。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。

教育部	教育総務課	総務係 施設係 管理係 支援係 保健給食係 社会教育係 文化スポーツ係 文化財係
	学校教育課	
	学校支援室	
	保健給食課	
	生涯学習課	
	文化財課	
	市民図書館	

第3条総務係の項第2号中「教育委員会の会議」を「教育委員会会議」に改め、同項第6号中「公文書類の保管その他」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）法制に関すること。

第4条及び第5条を次のように改める。

（学校教育課の事務分掌）

第4条 学校教育課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- （1）就学及び転退学に関すること。
- （2）学級編制に関すること。
- （3）通学及び通園区域に関すること。
- （4）就学援助に関すること。
- （5）教科用図書の採択及びこれに類する教材の取扱いに関すること。
- （6）学校職員の任免その他の人事に関すること。

- (7) 公立幼稚園に関すること。
- (8) 学校の休業に関すること。
- (9) その他学務に関すること。

学校支援室 支援係

- (1) 学校教育及び学校経営の指導助言に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学校教育の振興及び研究に係る事業に関すること。
- (4) 学校職員の研修に関すること。
- (5) 学校における人権教育の推進に関すること。
- (6) 生徒指導に関すること。
- (7) いじめ防止に関すること。
- (8) 特別支援教育に関すること。
- (9) 適応指導教室に関すること。

(保健給食課の事務分掌)

第5条 保健給食課の事務分掌は、次のとおりとする。

保健給食係

- (1) 児童、生徒及び園児の保健、衛生及び安全に関すること。
- (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等に関すること。
- (3) 学校及び幼稚園の給食の企画及び運営に関すること。
- (4) 学校及び幼稚園の保健及び給食関係団体に関すること。
- (5) 学校及び幼稚園の給食費に関すること。
- (6) 広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会との連絡調整に関すること。

第6条を削る。

第7条社会教育係の項第1号中「及び総合調整」を削り、同条文化スポーツ係の項を次のように改める。

文化スポーツ係

- (1) 文化芸術の奨励と実施に関すること。
- (2) 社会体育の奨励と実施に関すること。
- (3) スポーツの振興に関すること。
- (4) 文化施設に関すること。
- (5) 中央公民館に関すること。
- (6) 社会体育施設及び有料公園施設に関すること。
- (7) 公民館運営審議会委員に関すること。
- (8) 社会体育団体の育成に関すること。

(9) スポーツ推進委員に関すること。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「課」の次に「（市民図書館及び学校支援室を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第9条とする。

第11条第1項中「、館長、所長及び室長」を「（館長及び室長を含む。）」に改め、同条第2項中「教育総務課長」を「教育総務課」に改め、同条第3項中「その」の次に「事務の」を加え、「互いに」を「、互いに」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「及び館」を削り、「課等」を「課」に、「が定める」を「の裁定による」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「ある」を「がある」に改め、同条を第12条とする。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。